

予算審査特別委員会記録

令和8年3月17日開催

- 1 日 時 令和8年3月17日(火) 9:58~14:14
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席議員 藤本委員長 湯浅副委員長
荒谷委員 山崎委員 平山委員 武田委員 渡部友子委員 金久委員
渡邊芳彦委員 橘委員 大山委員 大橋委員 住友委員 星加委員
喜多委員 広浦委員 水谷委員 西川委員 佐々木委員 橋本委員
奥田委員 陶久委員 久米委員 佐古委員 梶原委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 長 幸坂議長
- 6 出席理事者 西田副市长 平井副市长 東條政策監 篠原政策監
中橋産業部長 藤本建設部長 吉岡都市整備部長 松原水道部長
数藤産業部理事 清原都市整備部参事 古川農林水産課長
福島農地整備課長 山田商工戦略課長 武田観光交流課長
大川野球のまち推進課長 喜多工事検査課長 兼任土木課長
是松住宅課長 速川公共建設課長 石本広域連携事業課長
岡本下水道課長 安田水道課長 村田農業委員会事務局長 他
- 8 事 務 局 佐坂事務局長 田上議事課長 谷崎課長補佐 平瀬課長補佐 福岡係長
- 9 傍 聴 者 2人
- 10 記 者 1人

【 会議の概要 】

【 9 : 5 8 開会 】

藤本委員長 おはようございます。ただ今から、予算審査特別委員会を開会いたします。
初めての委員会ということで、阿南市議会では初めて当初予算の分割付託ではなく一括審議ということで、議事の進行に不慣れな場面もあると思いますけども、湯浅副委員長ともどもスムーズな議事進行に努めてまいりますので、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。
それでは、開会に当たりまして西田副市長から御挨拶をいただきます。西田副市長。

西田副市長 おはようございます。開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、御多用中にもかかわらず、予算審査特別委員会を開催していただきますことに、厚く御礼を申し上げます。
さて、本特別委員会で御審査いただきます案件は、今定例会において提出いたしております承認第1号及び第15号議案から第36号議案までの計23件でございます。詳細につきましては、関係課長から御説明申し上げます。御提案申し上げました案件につきまして、御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

藤本委員長 ありがとうございます。
本特別委員会に付託されました案件は、承認第1号及び第15号議案から第36号議案までの計23件であります。本日は、本特別委員会に付託されました議案のうち、産業建設委員会所管の予算に関する審査を行います。
審査に入る前に委員並びに理事者の皆様に申し上げます。本日の審査の流れについては、まず、特別会計及び公営企業会計予算議案の説明を求めまして、その後、各会派・一人会派の持ち時間制で質疑を行っていくこととしております。質疑の順番、持ち時間については、お手元に配付の「令和8年3月予算審査特別委員会質疑時間予定表」のとおりとなっております。また、質疑については、通告の提出順に従い、順次指名をいたします。
なお、議事運営を円滑に行うため、また、正確な答弁を得るため、質疑の際は資料名とページ番号及び事業名などをお示しいただいたうえで御質問いただきますようお願いを申し上げます。
また、採決については、予算審査特別委員会の最終日に、全ての質疑終了後に付託された全ての予算議案を採決いたします。
それでは、これより議題に入ります。承認第1号及び第15号議案から第36号議案までの計23件を一括議題といたします。
初めに、第18号議案 令和7年度阿南市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について、理事者の説明を求めます。

【理事者説明 岡本 下水道課長】

藤本委員長 ありがとうございます。
次に第25号議案 令和8年度阿南市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、理事者の説明を求めます。是松住宅課長。

【理事者説明 是松 住宅課長】

藤本委員長 ありがとうございます。

次に第34号議案 令和8年度阿南市水道事業会計予算について、理事者の説明を求めます。安田水道課長。

【理事者説明 安田 水道課長】

藤本委員長 ありがとうございます。

次に第35号議案 令和8年度阿南市公共下水道事業会計予算について、理事者の説明を求めます。岡本下水道課長。

【理事者説明 岡本 下水道課長】

藤本委員長 ありがとうございます。

次に第36号議案 令和8年度阿南市羽ノ浦農業集落排水事業会計予算について、理事者の説明を求めます。福島農地整備課長。

【理事者説明 福島 農地整備課長】

藤本委員長 ありがとうございます。

それでは、理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。
まず初めに、あなん至誠会の発言を求めます。持ち時間は110分です。まず通告のある方から順に指名をいたします。武田委員。

武田 委員 それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、阿南市水道事業会計予算書の4ページをお開けください。先ほどの概要説明で概要は分かったわけですが、その阿南市水道事業施設運転管理等業務の、この金額につきまして、今後の事業運営に問題がないかというところをちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

藤本委員長 安田水道課長。

安田 課長 将来における水道事業運営への影響についてであります。当業務の3カ年の委託料3億8,000万円のうち、包括委託することにより新たに発生する費用としましては、年間で約5,000万円を見込んでおります。この費用が直ちに水道事業経営を圧迫するものではないと考えておりますが、当業務が将来続くことによる事業運営への影響のほか、委託をせず、現状を維持する場合における事業への影響についても考慮しなくてはならないものと考えております。

まず支出の増額分約5,000万円につきましては負担増となりますが、一方では、専門企業による日常点検を含めた運転及び保守管理により設備の状態監視が行え、設備の保全がこれまでの事後保全型から予防保全型となることにより、中長期的には設備等の維持費用が削減されることが期待でき、経営の安定と支出の抑制が図られ、水道事業の持続性を高められるものと考えております。

また、当業務につきましては、機械や電気の技術の高度化が進み、専門性が高まる中において、将来、職員による施設管理の継続を考えた場合における設備の異常や故障による断水リスクの軽減や大規模災害への備えなど、安全安心な水の安定供給と水道事業の持続可能性を高めるために必要なものであると

考えております。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 武田委員。

武田 委員 御答弁ありがとうございました。

包括の委託につきましては、私もスピード感を持って進めたいというふうな要望をしていた1人でもございますし、また、多くの議員さんからも大規模災害に備えた対策をしっかりと進めてほしいというふうな要望もあったことと思います。この包括委託によりまして、阿南市の力強い水道事業が推進されますよう、引き続き御力添えをお願いいたします。以上でございます。

藤本委員長 では、次に大橋委員からの発言を求めます。大橋委員。

大橋 委員 大橋でございます。

まず初めに、予算説明書175ページ、エコノミックガーデニング事業についてお尋ねいたします。まず、この事業の中の中小企業振興支援補助金の制度概要についてお尋ねいたします。

藤本委員長 山田商工戦略課長。

山田 課長 商工戦略課、山田です。大橋委員の御質問にお答えいたします。

本補助金につきましては、市議会からの御提案を踏まえ、市内の中小企業等のニーズを把握するとともに、先進自治体の取組を調査研究したうえで本市独自の中小企業等振興支援補助金として、新たに制度化するものでございます。

本制度の目的は、産業振興の基盤である中小企業事業者等を支援し、阿南市中小企業振興基本条例に掲げる地域経済の循環を高め、その持続的な発展と市民生活の向上を図ることです。

具体的には創業支援をはじめ、人材育成や女性活躍推進、販路開拓、事業承継など、企業の成長フェーズに応じて挑戦を後押しする10の支援メニューを設けております。例えば、人材育成につきましては、業務に直接関連する専門的な研修受講費への活用などを想定しております。また、補助率につきましては、対象経費の2分の1とし、補助額の上限は10万円から30万円と、補助メニューごとに設定する予定でございます。

なお、補助金申請につきましては、同一年度内におきまして1補助対象事業者につき1回限りとし、一つの補助メニューに限定する予定としており、補助金の申請の募集は本年6月頃からの開始を目指しております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 大橋委員。

大橋 委員 ありがとうございます。

続いて、どの程度の申請件数を見込んでいるのでしょうか。

藤本委員長 山田商工戦略課長。

山田 課長 本補助金制度におきましては、阿南市中小企業振興基本条例に規定する市内の中小企業事業者等で、商工業分野の事業者を対象としております。以上、お答えとします。

藤本委員長 大橋委員。

大橋 委員 ありがとうございます。

この制度は阿南市内中小企業の新たな挑戦、事業活動を後押しする意義のある事業であると思っております。地域活動の活性化につながるものと期待しております。

続きまして・・・。

藤本委員長 まだ発言中なんで、ちょっと。大橋委員、発言続けますか。答弁で手挙げとる方がおいでるんですけど、答弁もれ、よろしいですか。山田商工戦略課長。

山田 課長 失礼いたします。先ほど、御質問は申請件数のほうでございました。改めて御答弁を申し上げたいと思います。

申請件数につきましては、概ね 50 件程度を見込んでおります。この件数につきましては、本年度におきまして、市内 30 の中小企業事業者の皆様を対象に実施いたしましたニーズ調査の結果を参考とし、補助額を 1 件当たり 10 万円から 30 万円の複数メニューと設定しておりますことから、平均的な補助額を約 20 万円程度と想定したうえで予算計上額 1,000 万円をもとに試算したものでございます。以上でございます。

藤本委員長 大橋委員。

大橋 委員 ありがとうございます。このエコノミックガーデニング事業については以上になります。

続きまして、予算説明書 193 ページ、道路橋りょう維持管理費についてお尋ねいたします。

まず初めに、道路橋りょう維持事業の道路維持工事について、令和 8 年度予算要望時における全体の要望箇所数についてお尋ねいたします。

藤本委員長 兼任土木課長。

兼任 課長 土木課の兼任でございます。よろしく願いいたします。道路橋りょう維持費に関する御質問に御答弁いたします。

令和 8 年度当初予算要望時における市道の維持補修に関する 14 節の道路補修工事費の要望ストック箇所数は、単年度で対応可能な案件から複数年を要する案件を合わせて、市内全体で 57 か所の御要望をいただいております。以上でございます。

藤本委員長 大橋委員。

大橋 委員 ありがとうございます。

続いて、そのうちの見能林小学校、津乃峰小学校両校区からの要望箇所数についてお尋ねいたします。

藤本委員長 兼任土木課長。

兼任 課長 御質問の、見能林小学校、津乃峰小学校両校区、いわゆる見能林地区からは、老朽化した市道路肩の補修要望が 1 か所、区画線要望が 1 か所寄せられており

ます。本市が管理する市道は、日常生活を送るうえで重要な社会インフラであると認識しており、今後におきましても安全な通行を確保するため、市道の適正な管理に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

藤本委員長 大橋委員。

大橋 委員 ありがとうございます。

続きまして、道路橋りょう新設改良事業における道路改良工事、道路舗装工事について、令和8年度の予算要望時における要望箇所数と、合わせて、そのうちの見能林小学校、津乃峰小学校、両校区からの要望箇所数をお聞かせください。

藤本委員長 兼任土木課長。

兼任 課長 予算説明書の194ページ、道路橋りょう新設改良費に関する御質問に御答弁申し上げます。

初めに、令和8年度当初予算要望時における市道拡幅に関する14節の道路新設改良工事費の要望ストック箇所数は、完成までに複数年を要する案件がほとんどでございますが、市内全体で53か所の御要望をいただいております。そのうち見能林小学校、津乃峰小学校、両校区、いわゆる見能林地区からは3か所の道路拡幅要望が寄せられております。

続きまして、令和8年度当初予算要望時における市道舗装に関する14節の道路舗装工事費の要望ストック箇所数は、複数年を要する案件を合わせまして、市内全体で138か所の御要望をいただいております。そのうち、見能林地区からは24か所の道路舗装要望が寄せられております。

本市が管理する市道の整備は円滑な通行と生活環境向上のため重要な事業であると認識しており、市内各地区からいただいております多くの御要望につきましては、緊急性や利用状況、地域の特性などを総合的に勘案しつつ、それぞれの優先順位を考慮し、工夫しながら、少しでも多くの御要望に対応できるよう、事業に取り組んでまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

藤本委員長 大橋委員。

大橋 委員 御答弁ありがとうございます。

日々、多くの箇所で維持管理、補修が必要であり、限られた予算、維持費の中で対応されていることと思います。今後とも引き続き、安心、安全な道路管理に努めていただくことをお願いいたします。以上です。

藤本委員長 ここで15分間休憩いたします。再開は、11時13分から再開いたします。

【 休 憩 10:58～11:13 】

藤本委員長 それでは再開いたします。

次に、橘委員からの発言を求めます。橘委員。

橘 委員 橘です。どうぞよろしくお願ひいたします。

当初予算の概要の 38 ページをご覧ください。野球のまち推進課の事業でございますが、全国中学軟式野球大会についてお伺いいたします。軟式野球連盟、中体連、クラブチームなど、主催者の推薦を受けたチームが参加する大会となっております。野球のまち推進事業ということは、県外からの参加チームを募集した大会と存じます。また、学校体育、部活動対象の大会は、野球のまち事業では初めての試みだと思えます。何点か御質問をさせていただきます。

事業主体はどこですか。また、いつ頃開催し、県外から何チーム参加されますか。経済効果はいくらぐらいと見込んでいますか。全国の中では、クラブチームは地域移行となっておりますが、学校からのチームは学校体育の部活動からの参加となります。中学校体育連盟との連携、協議はなされていますか。次に、来年度以降も継続して開催する予定としていますか。チーム数の増減とかは考えていますか。お伺いいたします。

藤本委員長 大川野球のまち推進課長。

大川 課長 野球のまち推進課の大川です。橘委員さんの御質問に、一括して御答弁申し上げます。

まず、事業主体ですが、本大会は阿南市と徳島県中学校体育連盟、徳島県軟式野球連盟などで構成する実行委員会を立ち上げ、開催する予定で、後援には野球のまち阿南推進協議会や各種関係団体を考えております。

続いて、大会の参加チーム数と開催日に関する御質問ですが、本大会の開催時期は、熱中症対策に配慮して 11 月 21 日土曜日から、23 日月曜日祝日までの 3 日間を予定しております。参加チーム数は、大会期間と使用できるグラウンドの状況を考慮しまして 16 チームとして、内訳は県外 12 チーム、県内 2 チーム、市内 2 チームと考えております。

次に経済効果ですが、本大会は選手や保護者らを含む約 500 人の参加者を見込んでおまして、宿泊や飲食など、地域への波及効果も期待されますことから、現時点ではおおむね、約 1,000 万円程度の経済効果を見込んでいるところでございます。

次に、中学校体育連盟との連携協議はなされているのかとの御質問ですが、新規大会の開催に当たりましては、関係機関との連携が大変重要であると認識しており、これまでも、中学校体育連盟をはじめ、徳島県軟式野球連盟ら関係団体と必要な協議を行いながら、準備を進めてきておるところでございます。

最後に、来年度以降も継続するのか、また、チーム数の増加は考えているのかとの御質問ですが、まずは、来年度の大会を円滑に開催し、参加校や関係団体の御意見、また、大会運営の状況などを踏まえながら、以降の開催については、その成果や課題を検証したうえで検討してまいりたいと考えているところでございます。

参加チームにつきましても、まずは適切な大会規模で実施することが重要であると考えており、今後は日程の確保やグラウンドの状況を考慮しながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

藤本委員長 橘委員。

橘 委員 ありがとうございます。野球のまち推進事業の進化、発展のために、現事業の継続と新しい事業の取組に期待をしております。

次に、当初予算の概要の 37 ページ、観光交流課の道の駅公方の郷なかかわりリニューアルオープン時の駐車場警備委託についてでございますが、リニューアル

ルオープンはいつになりますか。また、オープンに際しましてのイベントがあれば概要等について教えてください。このイベントにつきましては多数の来場者が見込まれると思いますが、臨時駐車場の確保等、来場者の案内や配慮はどのようにになりますか。お伺いいたします。

藤本委員長 武田観光交流課長。

武田 課長 観光交流課の武田です。よろしくお伺いいたします。橘委員の、道の駅公方の郷なかがわのリニューアルオープンに関する御質問にお答えいたします。

まず、リニューアルオープンの日時につきましては、4月11日土曜日、午前9時を予定しております。次に、オープニングイベントにつきましては、4月11日及び12日の2日間での開催を予定しております。イベント内容といたしましては、商品を御購入いただいた方への記念品の配布をはじめ、本市のイメージアップキャラクターあななんの出演などを予定しております。御子様連れのお家族にも楽しんでいただける内容を、現在、検討しております。なお、イベントの詳細につきましては、現在、調整中でございますので、JA東とくしま等の関係団体と協議のうえ、決定次第、ホームページ等を通じてお知らせしてまいります。

次に、来場者への案内や駐車場対策についてでございますが、特に週末や祝日には混雑が予想されることから、オープン後1か月間の土日及び祝日につきましては那賀川支所、那賀川スポーツセンターを臨時駐車場として確保し、各駐車場に警備員を配置させるとともに、職員等の関係車両を那賀川支所へ移動させるなど、できる限り道の駅利用者のための駐車スペースを確保する対策を講じてまいります。以上、お答えいたします。

藤本委員長 橘委員。

橘 委員 ありがとうございます。この道の駅公方の郷なかがわは、車やバスとか単車など、阿南市に訪れた方々の玄関口となっています。リニューアルされた当施設が、今後、ますます御来場されますよう、どんどんとPRをお願いしたいと思います。

続きまして、当初予算の概要の41ページの住宅課でございますが、民間建築物耐震化支援事業についてお伺いいたします。

この中の要安全確認計画記載建築物耐震診断補助、また、建築物の除却工事補助がございしますが、阿南市においての要安全確認計画記載建築物とはどういう建築物になりますか。また、阿南市内には何棟あり、耐震診断済み、また、除却工事済み、未着手は何棟ですか。お伺いいたします。

藤本委員長 是松住宅課長。

是松 課長 要安全確認計画記載建築物とは、徳島県が指定する緊急輸送道路に接する建築物のうち、昭和56年5月31日以前に工事に着工した、いわゆる旧耐震基準によって建てられ、かつ地震等によって倒壊した場合に前面道路を2分の1以上塞ぐなど、緊急車両の通行や避難の妨げとなるリスクの高い建物が対象要件となっております。

なお、本市におきましては、県道130号、大林津乃峰線、旧の国道55号でございます。それと、国道55線の一部が指定対象道路となっております。

次に、本市の要安全確認計画記載建築物は、全部で69棟ございます。そのう

ち、耐震診断済みが 57 棟、除却工事済みが 1 棟、耐震診断未着手が 11 棟となっております。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 橘委員。

橘 委員 ありがとうございます。南海トラフ巨大地震など、災害はいつ発生するかわかりません。阿南市耐震改修促進計画に沿って、ハード面、ソフト面の対策をお願いしたいと思います。

最後に、当初予算概要の 5 ページ、また 34 ページの有害鳥獣対策事業、農林水産課でありますが、サル用囲い罠購入費とサル用囲い罠移設費についてお伺いいたします。

県のモデル事業で、サルに GPS をつけ、行動範囲を把握したうえで集団をまとめて捕獲とありますが、設置場所等を含めた概要についてお伺いいたします。

藤本委員長 古川農林水産課長。

古川 課長 農林水産課の古川です。サル用囲い罠に関する御質問にお答えいたします。

サル用囲い罠購入費 110 万円についてですが、購入台数は 1 基で、規格は、高さ 2.4 メートル、幅 7 メートル、奥行き 3 メートル、重量は約 260 キログラムで、設置費用が含まれております。

また、移設費 30 万円につきましては、導入予定の囲い罠や県から新たに貸与された囲い罠の移設費でございます。

導入予定の囲い罠は移動組立て式となっており、現場への設置、移設が容易な構造となっております。サルが餌を求めて上部の開口部から侵入した後は外に出られない構造になっており、群れ単位での大量捕獲が可能であることから、これまでの銃猟や箱罠による単体での捕獲方法に比べ、効率的な有害鳥獣の駆除につながるものと考えております。

設置場所につきましては、サルを誘引するための長期間の餌付けや周辺の下草刈りが必要となることから、地元協議会や猟友会の協力体制が整っている新野地区において、令和 8 年度中に導入を考えております。また、同地区では令和 7 年度から県事業において、サル、シカに GPS を装着し、群れ分布状況や行動範囲など、生息状況の調査が進められており、今後、効果的な捕獲場所の選定が可能になることが期待されております。

今後も引き続き、県、地域住民、地元猟友会と連携しながら、最適な捕獲場所への設置による群れでの捕獲を行うことにより、効率、効果的な鳥獣被害防止対策につなげてまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

藤本委員長 橘委員。

橘 委員 ありがとうございます。サル等の有害鳥獣の被害は周辺部等の農業従事者にとって大きな課題となっております。農業従事者が減少しないような対策が必要と考えておりますので、今後とも取組を、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。ありがとうございました。

藤本委員長 それでは、次に金久委員からの発言を求めます。金久委員。

金久 委員 おはようございます。御指名をいただきましたので。

第15号議案で令和7年度一般会計補正予算（第7号）の予算説明書42ページに、農業農村整備事業18節の県営事業の負担金がございます。質疑といたしましては、この補正予算で6億4,240万円の補正をしておりますが、うち、42ページにあります農業農村整備事業18節に県営事業負担金で1億8,080万円が計上されております。これにつきましては那賀川、長生地域の農地の圃場整備事業など、県営事業の市負担分であると考えますが、今回、この圃場整備事業実施にかかる那賀川地域、あるいは長生地域の圃場整備の面積、また、地域別にこの市が負担している負担額はどの程度になるのか教えていただきたい。

また、この整備事業はもう数年、あるいはこれから完了を目指していくものであると思うんですけども、令和7年度内でこの事業っていうのは一旦終了、この3月末で終了しているものなのか、目指しているんでしょうか。あるいは完了年度の状況についてお示しをいただきたいと思います。一旦はこれをお願いいたします。

藤本委員長 福島農地整備課長。

福島 課長 農地整備課、福島でございます。よろしく申し上げます。県営事業負担金の圃場整備事業に関する御質問にお答えします。

県営事業は国の補助事業を活用し、県が事業主体となって農業生産基盤の整備を行うもので、現在、阿南市内で実施されている県営事業のうち、経営体育成基盤整備事業、いわゆる圃場整備事業では、那賀川地域で4地区、長生地域で1地区の合計5地区で実施されております。

御質問の那賀川、長生地域の圃場整備面積と地域別市負担額についてでございますが、那賀川地域4地区の圃場整備計画面積は183.7ヘクタール、市負担額は4,737万1,295円、長生地域1地区では64.4ヘクタールで、市負担額は2,120万200円となっております。

次に、事業の完了年度についてでございますが、地区により進捗が異なり、早い地区では令和9年度の完了を予定しております。他の地区につきましても順次整備を進め、令和7年度に事業採択となり、着手した地区においても、令和15年度完了予定で進めていると、事業主体であります徳島県より伺っております。以上、お答えといたします。

藤本委員長 金久委員。

金久 委員 ありがとうございます。県営事業におきます農業振興と申しますのは、市としても地域の農地の維持保全のため、大変重要な事業であると認識しております。農地の基盤整備については、農業の担い手不足のこの時代に、農地を守り、集約し、農業を行いやすい環境を作って、そして将来の地域農業を受け継いでいくための、より基本的な基盤整備事業でありますので、市におかれましては、県や地元農業者、あるいは関係機関などとの、可能な範囲で連携をして、整備後におきましては15年、20年と農業を継続していけるように、また、一方では市内全体で地域計画の推進によりまして、農業者への支援っていうのが進められておりますので、併せまして、農業振興にしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。続いてよろしいですか。

次に、第19号議案でございます。資料名は、令和8年度一般会計予算の予算説明書168ページでございます。農林水産業費の林業費、林業振興費、12節の測量業務委託料、予算の概要、主要事業の概要でいきますと6ページになりますが、地域産業が伸びゆく阿南の創生のうち、④に航空レーザ測量及び資源解

析業務というのがございます。これで、その測量業務委託料が2,590万円が計上されておるところであります。これは未測量の森林について、航空、空からレーザー測量及び資源解析を行って、森林簿などの整備をするとともに、将来、山林における間伐、皆伐などを実施しやすくするというところで言うと思っておりますが、そこで、まず科学的根拠に基づく森林整備の推進というのは、市長所信にもございましたが、どのようなことでしょうか。御見解をお願いいたします。

また、航空レーザー測量っていうのはどのように進められていって、資源解析っていうのはどのような内容をもって行われるものなんでしょうか。

また、これは当初予算に計上がされておりますので、令和8年度においてはどんどん進められると思うんですけども、どのようにスケジュール化、計画をしておるのかお示しをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

藤本委員長 古川農林水産課長。

古川 課長 航空レーザー測量及び資源解析業務についてお答えいたします。

本市では、これまで県が管理する森林簿の森林資源量をもとに、間伐事業などの森林整備を進めてまいりましたが、データ精度に課題があり、実際と異なる場合があることから、施業の際に支障が生じることがございました。このため、航空レーザー測量及び資源解析業務を実施することにより、スギ、ヒノキ等の針葉樹、ウバメガシ等の広葉樹、竹林などの分布状況や樹高、資源量などのデータ分析が可能となり、これらのデータを活用することにより効率的な施業につながるのと同時に、地形の把握による境界明確化や地形分析による災害リスクの想定等にも活用できるものと考えております。

また、資源解析ではレーザー測量で得られた3次元データを分析することで、樹種の分布や立木の樹高及び本数、木材としての蓄積量や地形、路網を把握することが可能になります。

令和8年度におきましては、当該業務により取得したデータを県及び県内の市町村で共同運用を予定している森林クラウドシステムに搭載し、森林整備計画や放置竹林対策の基礎資料として活用してまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

藤本委員長 金久委員。

金久 委員 御答弁ありがとうございます。なかなか森林、山林、そういうところのデータっていうのは、長い年月とともに変化をしておると考えますけれども、この測量と資源解析によりまして、その森林情報の精度が非常に上がってくるということにつきましては、今、御答弁ありましたように、今後の森林の管理運営に役立つとの御説明であります。

そこで、実施に当たりましては、森林関係者や住民へ事前周知をしていただくなど、円滑な業務推進が図られるように取組を進めていただきたいとお願いをしておきます。以上でございます。

藤本委員長 それでは次に、渡邊芳彦委員からの発言を求めます。

渡邊芳彦委員 渡邊芳彦です。私のほうから、まず最初に農林水産課になるかと思っておりますけれども、161ページのほうで、県地域農業振興対策事業という項目がございます。これについて、まずお伺いしたいんですけども。

県地域農業振興対策事業っていうのは徳島県独自の補助金、とくしま農産漁村未来投資事業などを財源としたもので、阿南市が地域の実情に合わせて実施する総合的な農業支援パッケージになっているのかなというふうに思っておりますが、この事業内容について、具体的に教えていただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

藤本委員長 古川農林水産課長。

古川 課長 県地域農業振興対策事業の内容についてお答えいたします。

本市では、農業従事者の高齢化や担い手不足への対応といたしまして、農業経営の効率化、高度化を図ることが課題となっております。こうした課題に対応するため、当該事業のうち、とくしま農山漁村未来投資事業において、生産者3戸以上の組織や法人などに対してスマート農業の導入や経営規模の拡大、経営転換などの後押しを行うもので、新規で5件を見込んでおり、補助率は補助メニューによって異なりますが、県10分の3から2分の1以内となっております。

次に、環境保全型直接支払交付金事業についてでございますが、本市では、農業生産活動における環境負荷低減への対応が課題であると認識しております。このため、同交付金では、環境負荷低減の農業に取り組む団体に対して、化学肥料や化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組を合わせて行う有機農業や緑肥の施用などに取り組む農業団体に対し、取組に応じて交付するもので、新規及び継続者合わせて11件を見込んでおり、補助率は国、県4分の3で、市負担は4分の1となります。

今後におきましては、県や関係機関と連携しながら、制度の周知徹底による事業利用者の拡充に努めてまいります。以上、お答えいたします。

藤本委員長 渡邊芳彦委員。

渡邊芳彦委員 御答弁ありがとうございます。特に農林水産については、先ほどの金久委員からもございましたように、後を継続してこの農林水産関係に就いていただく人員不足等、いろいろ課題も大きなものがございますけれども、先ほどの、県の地域農業振興対策事業の中で、同じくその枠組みの中に関わるかと思っておりますけれども、耕作放棄地フル活動事業というものが、当初予算の概要の6ページにございますけれども、この中では322万円の補助金を活用する予定になっておりますが、この実施内容について御答弁いただければ、お願いします。

藤本委員長 古川農林水産課長。

古川 課長 耕作放棄地フル活用事業についてお答えいたします。

農業従事者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄地の拡大が懸念されており、その解消は喫緊の課題であると認識しております。こうした中、農地中間管理機構を通じて耕作放棄地を借り受け、再生、活用したいという復旧希望者からの申し出を受けたことから、同機構が推進している耕作放棄地フル活用事業を活用することとしたもので、令和7年度では約1.3ヘクタールの耕作放棄地の解消につながっているところであります。

本事業は、同機構から借り受けた耕作放棄地を耕作可能な農地に再生するための経費を支援するもので、令和8年度は約2.3ヘクタールの耕作放棄地の解消に取り組むことができる予算を見込んでおります。以上、御答弁いたします。

す。

藤本委員長 渡邊芳彦委員。

渡邊芳彦委員 丁寧な御答弁ありがとうございます。

引き続き、同じく農業関係になるんですけども、162ページのほうに人・農地問題解決支援事業という項目がございます。これも後継者の問題も含めて高齢化、後継者不足という項目と、それと耕作放棄地の増加に対する対策の一つになるかと思っておりますけれども、この事業内容について具体的に教えていただければなというふうに思います。よろしく申し上げます。

藤本委員長 古川農林水産課長。

古川 課長 人・農地問題解決支援事業の事業内容についてお答えいたします。

本市では、持続可能な地域農業を実現するため、担い手不足が課題となっており、新規就農者の育成、確保が重要であると認識をしております。こうした課題に対応するため、当該事業のうち、新規就農者経営発展支援経営開始型補助金の経営開始資金では、49歳以下の認定新規就農者に対して、年150万円を最長3年間で交付することにより、経営の自立の後押しを行うもので、新規継続者として11件を見込んでおり、補助率は国10分の10となっております。

また、就農後の経営発展を推進するため、同補助金のうち、経営発展支援事業では認定新規就農者に対して、農業用機械、設備等の導入を支援するもので、新規2件を見込んでおり、補助率は国、県4分の3となっております。

次に農地利用効率化等支援交付金の事業内容についてですが、本市では農地の分散による作業効率の低下や生産性の確保が課題であると認識をしております。このため、同交付金では地域計画の目標地図に位置づけられた認定農業者や認定新規就農者に対して、経営改善に必要な農業機械や施設の導入を支援するもので、新規2件を見込んでおり、補助率は国10分の3となっております。

今後も引き続き、関係機関と連携しながら担い手確保と経営基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

藤本委員長 渡邊芳彦委員。

渡邊芳彦委員 ありがとうございます。

農業については、特に先ほどから、私のほうから質問させていただいております耕作放棄地と、それと高齢化、人手不足が相まって、今後、どういうふうな対応を取っていくかということが非常に大切な事業になってくるかと思っております。県と共同して、そこら辺をうまく実情に合わせた形で御対応をいただければありがたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

次に、よろしいですか。

藤本委員長 どうぞ。

渡邊芳彦委員 次に、林業関係について質問させていただきます。

169ページになりますけれども、事業名としては林業振興事業ということになりますが、市の林業の振興に対しては、主に、森林の保全と林業の産業化、そういった両輪を回していくというふうなことが大切になってくるかと思

ます。その中で、森林・山村多面的機能発揮対策事業補助金という名称の事業がございます。この事業について、内容を御説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

藤本委員長 古川農林水産課長。

古川 課長 森林・山村多面的機能発揮対策事業補助金の事業内容についてお答えいたします。

同補助金は、国の里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金事業のうち、放置竹林の解消を図るため、竹林資源活用型で申請する団体に対して国の交付金を加え、森林環境譲与税を財源とした市の補助金を上乗せして交付するものであり、新規、継続者分で17件を見込んでおります。以上でお答えいたします。

藤本委員長 渡邊芳彦委員。

渡邊芳彦委員 ありがとうございます。

先ほどの農業及び林業について、これは第一次産業というふうな分野の質問になるわけですが、阿南市は特に豊かな自然がございます。その豊かな自然を今後、どういうふうに地域に住む私たち自身にとっても有効、有益なものに活用していくかというふうなことについては、非常に重要な項目であるかと思ひます。そのためには第一次産業を阿南市の中でどういうふうに振興させていくことが可能なのか、そこら辺も含めて、今後引き続き御対応いただければというふうに思っております。

なお、今回、予算で上げていただいております項目について、今後、実際実施して、その結果をどういうふうに捉えていくのかというふうなことについても、引き続き追っていただきたいと思いますというふうに思ひますので、何卒よろしくお願ひいたします。

次に174ページ、エコノミックガーデニング推進事業について質問させていただきます。これは商工戦略課になるかと思ひられますけれども、令和8年度においてエコノミックガーデニング推進事業が新設されました。これまでの検討から実践へというふうな流れになっているという説明も、これまでいただいておりますけれども、令和8年度というものは、このエコノミックガーデニングの実質的な推進元年ということがいえるかと思ひます。この事業をより実効性のあるものにしていくために、官民連携は不可欠ではなからうかというふうに捉えておりますが、今後、どのような体制で事業を推進していかれるのか、お答えいただければありがたいです。お願ひします。

藤本委員長 山田商工戦略課長。

山田 課長 エコノミックガーデニングの推進事業の推進体制についてでございますが、エコノミックガーデニング推進事業を実効性のある取組とするためには、委員御指摘のとおり、官民連携による推進体制の構築が不可欠であると認識いたしております。このため、本市では市職員をはじめ、市内の商工団体や阿南工業高等専門学校の関係者13人によるエコノミックガーデニング阿南ミーティング会議を組織し、中小企業の成長支援に向けた産学官の連携推進体制を整えております。

昨年9月5日には第1回会議を開催し、市内の中小企業事業者に対する情報

提供や相談体制の在り方などについて意見交換を行いました。また、今月25日には第2回会議を予定しており、各商工団体等における中小企業支援策も含め、さらに具体的な連携方策について協議を進めていく予定といたしております。

今後におきましても、産業界をはじめとする多様な関係者が有機的につながる支援ネットワークの形成を図ることにより、市内の中小企業の持続的な成長を後押しするエコノミックガーデニングの取組を、着実に推進してまいりたいと考えております。以上でお答えとします。

藤本委員長 渡邊芳彦委員。

渡邊芳彦委員 ありがとうございます。ミーティング会議等を今後定期的に実施していただくということですが、ぜひともこの会議の中での結果について、都度公表できる内容については公表していただいて、関係者の方々と情報共有をして、進めていただければなというふうに思います。

その中で、新規事業として4つの事業が計画されております。このうちの企業支援セミナーと地元企業PR事業の事業概要やコンセプトについて教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

藤本委員長 山田商工戦略課長。

山田 課長 企業支援セミナーと地元企業PRの事業概要やコンセプトについてでございます。

初めに、企業支援セミナーについてお答えいたします。企業経営を取り巻く環境が大きく変化する中、とりわけ少子化の進行により、人材確保は年々厳しさを増しており、これからは若者に選ばれる企業であるかどうか企業が成長、さらには地域経済の将来を左右する重要な要素になると認識いたしております。こうした考えのもと、本セミナーは市内中小企業の皆様を対象に、若年層の就職動向や人材確保につながる企業改革の方向性、国の支援制度などを紹介するとともに、本市のエコノミックガーデニングによる産業振興策の方向性を共有させていただき、企業の成長意欲を後押しすることを目的として開催したいと考えております。

講師といたしまして、公益財団法人徳島経済研究所及び徳島労働局の職員の方をお招きするとともに、岩佐市長から本市のエコノミックガーデニングによる中小企業支援策を直接発信していただく予定としており、本年5月末、または6月に開催したいと考えております。また、本セミナーの開催を契機として、企業の皆様とのネットワークを構築し、各種支援情報を迅速に届ける体制づくりにもつなげてまいりたいと考えております。

次に、市内企業PR事業についてでございますが、本事業は、地域で働き、地域で暮らすことの意義や、市内企業の魅力を早い段階から伝えることで、将来の進路の選択において地元で働くという意識を育むことを目的とする、キャリア教育の一環として実施するものでございます。

人材育成は、将来の地域産業を支える重要な投資であるとの考えのもと、阿南市就職促進協議会の委員で市内高等学校等の進路担当教諭や、各中学校長の皆様からの御意見や、また、昨年8月に開催されましたこども議会における御論議等を踏まえ、先進自治体の取組などを参考に事業立案いたしました。具体的には、市内中学2年生を対象に、地元企業の事業内容や魅力等を直接知る機会を設け、地元企業への関心を高め、職業観の醸成を図ってまいります。

令和8年度は夏休み期間等を活用し、まずは1校、または数校を対象に、試行的に実施する予定としており、本事業に御賛同いただける事業者の皆様を募集し、会場に企業ブース等を設け、生徒の皆さんが企業説明を受ける方法により実施したいと考えております。

なお、事業実施後におきましては、協力企業や学校等の御意見等を踏まえ、事業の成果や改善点等の検証を行ったうえで、早期の全校展開につなげてまいりたいと考えております。以上でお答えとします。

藤本委員長 渡邊芳彦委員。

渡邊芳彦委員 ありがとうございます。特に若年層をターゲットにしたいろんな企画、それとコンセプトについて説明していただいたかと思います。

特にこれまでも質問の方向性について、要望事項もあったかと思うんですけども、こども議会、中2から始まって、そのあと高校生、それから大学生、それから県外へ出られた方々も含めて、そういった方々もいずれは徳島県阿南市に帰ってきていただいて、ぜひとも若い力が今の産業の下支えになるような動きにつながるような、そういった方向性を持って、今後も企画、運営をしていていただければなというふうに思います。何卒よろしく申し上げます。以上で、私からの質問は終わりにします。

藤本委員長 それでは、あなん至誠会のうち、通告による質疑は終了いたしました。あなん至誠会の委員さんで、他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤本委員長 それでは、以上であなん至誠会の質疑を終結いたします。

次にみらい阿南の発言を求めますが、ここで休憩いたします。再開は1時からです。

【 休 憩 11:54~12:58 】

藤本委員長 それでは、再開いたします。

みらい阿南の発言からですが、持ち時間は60分となっております。通告の順に指名をいたします。まず星加議員の発言を求めます。星加議員。

星加 委員 星加でございます。第19号議案、令和8年度一般会計予算の議案でございます。ページ数が181ページの予算書7款の観光費で、かもだ岬温泉費でございます。

まず、この質問ですが、かもだ温泉費が5,295万円のうち、人件費関係費用、それから燃料費、消耗品、光熱水費、修繕料の費用、また各委託料の費用の金額をお示してください。

2番目に、過去3年間のかもだ岬温泉費をお示しいたぎたいと思います。

3番目に、過去3年間の利用者人数と利用者の収益をお示しいたぎたいと思います。

4番目に、累積赤字額、現在までですが、お示しをいたぎたいと思います。以上でございます。

藤本委員長 武田観光交流課長。

武田 課長 かもだ岬温泉費につきまして、一括して御答弁させていただきます。
まず、かもだ岬温泉費 5,295 万円のうち、主な経費の内訳でございますが、会計年度任用職員 6 名分の人件費関係費用が 2,129 万 3,000 円、燃料費が 244 万円、消耗品費が 253 万 4,000 円、光熱水費が 1,600 万円、修繕料が 180 万円でございます。次に委託料でございますが、除草作業委託料が 71 万 7,000 円、浴場等の清掃業務委託料が 175 万 8,000 円、警備委託料が 65 万 6,000 円、受水槽、貯湯槽の点検清掃業務等、施設設備保守点検業務委託料が 130 万 2,000 円、浄化槽保守点検業務委託料が 26 万 2,000 円、ボイラー定期点検整備業務委託料が 29 万 7,000 円、電気保安管理業務委託料が 26 万 4,000 円、設備運転管理業務委託料が 60 万 5,000 円、かもだカフェ運営業務委託料が 163 万円となっております。
次に、過去 3 年間のかもだ岬温泉費でございますが、決算額で申し上げますと、令和 4 年度が 4,376 万 3,361 円、令和 5 年度が 4,645 万 4,392 円、令和 6 年度が 5,268 万 4,653 円でございます。
次に、過去 3 年間の利用者数でございます。令和 4 年度が 2 万 7,915 人、令和 5 年度が 2 万 9,537 人、令和 6 年度が 2 万 7,979 人でございます。また、温泉入浴料にタオル等の販売収入を加えた収入額としましては、令和 4 年度が 1,143 万 2,690 円、令和 5 年度が 1,190 万 6,343 円、令和 6 年度が 1,110 万 7,704 円でございます。
最後に累積赤字額でございますが、令和 7 年度については確定した数字がございませんので、平成 13 年度の開設当初から令和 6 年度までの累積収支不足額といたしましては、約 9 億 6,758 万 2,000 円となっております。以上、お答えいたします。

星加 委員 ありがとうございます。

今、丁寧にお示しをいただいてありがとうございます。これによりますと、過去 3 年間の利用者人数と利用者収益ですね、それが 1,000 万円少々、人数は 2 万 7,000 人から 2 万 9,000 人程度ということになりますと、本年度も予算は 5,295 万円ですが、令和 6 年度も 5,268 万でございますので、4,000 万円ぐらいの赤字ということになります。
これをどういうふうに考えるかということなんですが、今後、このまんま累積赤字を増やしていくのか、それか、温泉のやり方を考えていくのか。その点について、1 点だけお伺いをいたします。

藤本委員長 武田観光交流課長。

武田 課長 かもだ岬温泉の今後の運営方針についてのお尋ねでございますが、現在、かもだ岬温泉の運営につきましては、光熱費の高騰、また人件費の増加に伴います維持管理コストの上昇に加えまして、施設の老朽化も進行しておりまして、厳しい経営状況となっております。
一方で、昨年 7 月には 2001 年開館以来、入館者数が 100 万人を達成いたしまして、市内外の多くの方々に御利用いただいている施設でもございます。こうした状況を踏まえまして、まずは引き続き、公民連携手法の導入の可能性について検討を進めながら、より一層の収支の改善に努めまして、今後も、可能な限り多くの方々に御利用いただけるような運営を行ってまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。続けていくというような御回答としますので、そのように受け止めます。

それでは、続きまして 169 ページ、同じ 19 号議案でございます。松くい虫被害対策事業費と森林病虫害等の防除事業費ですね、これについてお伺いをいたします。

松くい虫の被害対策事業と森林病虫害等防除事業予算が上げられています。散布というようなことも書かれてますが、これはどういうふうに、どれぐらいの広範囲でやるのかということ、それと、今年になり、自治体が管理する施設とか公園、道路を含みますが、老木が倒れたりして、人が下敷きになりけがをするという事故が、阿南市ではございませんが起きております。本市での老木対策について、この費用が入っているのか、また、関連して、公園、土木予算はこの費用が入っているのかについてお伺いをいたします。

藤本委員長 古川農林水産課長。

古川 課長 松くい虫被害対策事業、森林病虫害等防除事業及び老木対策についてお答えをいたします。

初めに、両事業は阿南市東部海岸に広がる松林の保全を目的とし、地上からの薬剤散布や松の幹への薬剤注入及び枯れた松の処分を行う特別伐倒駆除を実施しております。

次に、倒木等により、家屋や人命に危険を及ぼす恐れがある木につきましては、市所有の山林や保安林から隣地に越境している支障木等を、市が伐採を行っております。

また、民有林におきましても二つの事業を実施しております。1つ目は危険木伐採事業補助金として、個人の住宅が山林に隣接しており、倒木した場合に危険が及ぼす恐れがある木の伐採に対して、補助率2分の1、最大15万円の補助を行っております。2つ目として、公共インフラ施設周辺支障木伐採事業として、市道や農道に隣接する山林からの支障木に対して、地域の協議会等からの要望に基づき、1地区最大50万円の範囲で市が業者に委託して、伐採を実施しております。

なお、いずれも森林整備を目的とした森林環境譲与税を財源としていることから、地目が山林や保安林であることを条件としており、老木対策を目的とした事業ではございませんが、倒木を未然に防ぐことにより、結果として倒木の原因となり得る老木の除去にもつながることから、安全確保の面でも一定の効果があるものと考えております。

最後に、道路や公園の老木対策につきましては、それぞれの管理課からお答えをいたします。

藤本委員長 兼任土木課長。

兼任 課長 老木対策に関する土木予算についての御質問に御答弁申し上げます。

初めに、市道に関する老木対策の費用についてでございますが、予算説明書193ページ、8款、2項、1目、12節の剪定作業委託料540万円の中で運用をいたしております。

次に、老木に対するの対策についてでございますが、管理しております植樹

帯を有する市道では、さまざまな種類の街路樹を植えております。その維持管理につきましては、毎年繁茂している枝葉の状況を確認し、区間を決めて、順次、剪定作業を行っております。剪定作業は専門的な知識や技術を持つ業者に作業を委託して行っており、剪定作業と同時に樹木の状態の確認をお願いしております。その中で枯れている、または枯れる恐れがある報告を受けた高木につきましては、その状況を確認した時点で伐採の判断をいたしております。また、近隣の方から街路樹が枯れているなどの報告をいただいた場合につきましても、まずは職員が現場を確認し、同様に対応いたしております。

今後も、街路樹が植えられている路線につきましては、景観に配慮しながら、倒木等による事故を防ぐとともに、安全な通行が図れるよう管理してまいります。以上、お答えとさせていただきます。

藤本委員長 清原都市整備部参事。

清原 参事 都市整備部、清原でございます。

公園における老木対策といたしましては、職員の巡回時の確認のほか、公園利用者や、付近住民の方から撤去要望等の連絡をいただいた場合も現地を確認し、老朽化した樹木の伐採や枝打ちなど、必要に応じて、専門知識を持つ阿南市森林組合等に業務を依頼しております。

なお、これら伐採や枝打ちに要する費用につきましては、予算説明書の202ページ、8款、4項、4目、12節のせん定作業委託料及び公園維持管理業務委託料で対応しているところであり、今後におきましても適切な維持管理に努めてまいります。以上、お答えといたします。

藤本委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。どうぞ、そのように対策を講じていただけますようお願いをいたしておきます。以上でございます。

藤本委員長 それでは続きまして水谷委員からの発言を求めます。水谷委員。

水谷 委員 第19号議案、192ページ、8款、2項、1目、14節、工事請負費6,000万円についてお伺いいたします。

白線、グリーンベルトの補修費用はどのくらい含まれているのでしょうか。また、何か所の補修を予定されていますでしょうか。

また、道路交通法が4月1日に改正されます。令和7年9月定例会、住友進一議員の自転車関連の交通インフラ整備についての質問に対し、現状の道路インフラでできることとして、自転車で通行するときの目安となるよう、路側帯と車道を区別するための外側線を設けるなど、自転車と歩行者の分離を促す工夫を検討してまいりたいと考えていますと御答弁されています。

今回の道路補正予算では自転車関連の交通インフラにいくら振り当てられているのでしょうか。また、どの箇所をどのように整備される御予定でしょうか。お教えください。

藤本委員長 兼任土木課長。

兼任 課長 予算説明書192ページの道路橋りょう維持費に関する質問に、順を追って御答弁申し上げます。

初めに、白線、グリーンベルトの補修費用と補修予定箇所についてでございますが、色が薄くなって見えかかっている箇所の復旧や、新たに設置する白線、グリーンラインの工事費用につきましては、道路橋りょう維持費の工事請負費予算で対応しているところでございます。

令和8年度当初予算要望時点の、区画線に関する要望ストックは20か所あり、工事箇所につきましては、小学校単位で行っております通学路点検や、市内各地区からいただいている数多くの要望について、現場状況を確認し、道路の規格や緊急性、利用状況など、それぞれの優先順位を考慮し、毎年、複数箇所において工事を実施しており、視覚的にも効果が現れているところでございます。

次に、自転車関連の交通インフラ整備についてでございますが、2026年4月1日から改正道路交通法が施行され、16歳以上の自転車運転者に対し、一定の違反行為に反則金が科されます。自転車は軽車両と位置づけられており、車道通行が原則で、道路の左側に寄って通行しなければなりません。このことから、現状の道路インフラで対応できる対策の一つとして、自転車で通行するときの目安となる路側帯と車道を区別するための外側線の設置について、道路橋りょう維持費の工事請負費予算で対応いたします。

外側線は、車道の両側に引かれている白の連続線であり、自転車の通行空間を明確にするだけでなく、車両の逸脱を防止し、歩行者を保護する目的もございますことから、令和8年度の設置箇所につきましては、中学生、高校生が自転車で通学路として利用する市道を中心に、一般の方々の利用状況についても注視しながら、先にお答えいたしました白線、グリーンベルトの補修を含め、それぞれの優先順位を総合的に考慮し、整備を行ってまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 水谷委員。

水谷 委員 丁寧にお答えいただき、ありがとうございました。

御答弁いただきましたように、道路交通法改正により、2026年4月、この4月から自転車の交通違反にも青切符が導入され、16歳以上が対象となってしまいます。反則行為の中には通行区分違反、右側通行、歩道走行などに6,000円の反則金がかかるということで、高校生であったとしても、歩道を走っていると反則金を払う可能性があります。しかし、場所によっては歩道を通らないと、車道を通っては危ないという箇所もあると思いますので、県と連携、特に高校とも連携を取っていただき、どのように優先順位を考えるのかということを踏まえたうえでインフラ整備していただければと思います。

続いて質問します。第34号議案、予算書15ページ、4款、1項についてお伺いします。上水道建設改良費、現在の導水管、送水管、配水本管の耐震適合率と、令和8年度の予算執行により耐震適合率はどのくらいになると想定されるのでしょうか。お教えてください。

藤本委員長 安田水道課長。

安田 課長 管路の耐震適合率についての御質問でございますが、現在の耐震適合率につきましては、令和6年度末時点での数値となりますが、導水管が約0.6%、送水管が約18.8%、配水本管が約16.7%であり、合計では約16.4%となっております。令和8年度予算の執行における見込みにつきましては、導水管は変わらず約0.6%、送水管が約21.3%、配水本管が約18.2%、合計で約18.1%と

なっております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 水谷委員。

水谷 委員 災害への備えとして、粛々とインフラ整備を進めていただければと思います。以上です。

藤本委員長 それでは、続きまして西川議員からの発言を求めます。西川委員。

西川 委員 第19号議案、予算書163ページ、6款、1項、3目、17節の有害獣捕獲檻購入費について御質問させていただきます。

1番の質問は、通告していたんですけど、橘議員さんへの御答弁で理解できましたので取り下げます。

次に、捕獲実行の確実性について伺います。サルの群れをまとめて捕獲するためには、一部ではなく群れ全体が入ったことをAIやカメラ等で確認し、ICTによる遠隔操作及び自動で逃げ道を遮断するような仕組みや、アラートで検知を通知する仕組みが人的負担を軽減させると考えますが、今回のモデル事業はそのような仕様になっているかお伺いいたします。

藤本委員長 古川農林水産課長。

古川 課長 捕獲実行の確実性についてお答えいたします。

導入予定の囲い罠につきましては、監視用のセンサーカメラの設置及び内部の状況が確認できる、遠隔操作で扉を遮断する仕組みが確保の確実性や見回りの省力化につながることから導入を検討してまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 西川委員。

西川 委員 ありがとうございます。

次に現場の運用体制について伺います。罠の監視や餌付けの管理は誰が主体となって行うのか。また、群れをまとめて捕獲できたとして、その後、数十頭に及ぶサルの殺処分と死骸の処理は、現場の猟友会や担当職員にとって、肉体的、心身的な負担が伴う作業となると推察いたします。この最終工程のオペレーションにおいて、現場の担い手に過度な負担を押しつけないための市のサポート体制や処理費用の手当ては十分に構築されているのかお伺いいたします。

藤本委員長 古川農林水産課長。

古川 課長 現場の運営体制についてお答えいたします。

新野地区の有害鳥獣対策につきましては、令和7年5月に新野町振興会から対策強化の要望があったことを受け、餌付けや囲い罠の管理など、地元協議会や猟友会の御協力をいただけることになったため、囲い罠の設置による効果的な捕獲に向けて、県をはじめ、地元と連携して取り組んでいるところでございます。また、市のサポート体制といたしまして、県から委託された専門業者と市が連携して、技術的な指導や助言を行っているところであります。

捕獲後のサルの処分や死骸の処理につきましては、地元猟友会の協力が不可欠であることから、有害鳥獣捕獲許可を受けた地元猟友会に担っていただき、

その費用につきましては、阿南市有害鳥獣捕獲報償金に基づき、1匹当たり3万円での対応をお願いしたいと考えております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 西川委員。

西川 委員 御答弁ありがとうございました。次の質問に移らせていただきます。

当初予算の概要8ページの公共ライドシェア関連経費についてお伺いいたします。新野地区における公共ライドシェアの本格実施についてお伺いいたします。実証運行を経て今回、いよいよ本格実施へと移行するわけですが、3点確認させていただきます。

まず市民、利用者から見たサービス内容について伺います。実証運行から新たな形になることで、具体的に変化するものと維持されるものは何か。ドアトゥドアでの運行や予約方法にダイヤ、そして市民の負担となる料金形態を含め、現状のサービスレベルは維持されるのか。

加えて、実証運行の結果、ニーズや課題に関するデータ取得はどのようなものであったか御教授ください。

藤本委員長 清原都市整備部参事。

清原 参事 新野地区における公共ライドシェアに関する御質問にお答えいたします。

実証運行から本格実施による変更点についてのお尋ねでございますが、これまでの実証運行においては、タクシー事業者が運行許可を取り、タクシー事業者が運行主体となっておりますが、本年4月からは市が本格実施するということで、市が運行許可を取り、市が運行主体となりますが、事業者協力型のライドシェアとして、運行につきましてはタクシー事業者に委託することとしております。また、運行形態や予約方法、利用料金等につきましてはこれまでと同様としておりますので、現状のサービスレベルは維持しております。

次に、実証運行によるニーズや課題についてのデータ取得はどのようなものであったかについてでございますが、昨年1月から2月にかけて、新野地区乗り合いタクシーの利用登録者にアンケート調査を実施しております。アンケートでは、利用料金設定や運行範囲、予約方法等についてお伺いしており、自動車を保有していない方のアンケート結果の一例を申し上げますと、料金設定については「安い」、「やや安い」と答えた方が34%、「普通」と答えた方が44%、「高い」、「やや高い」と答えた方が22%となっております。

また、運行範囲につきましては、「満足」、「やや満足」が44%、「普通」が17%、「不満」、「やや不満」が39%となっており、予約方法につきましては「満足」、「やや満足」が35%、「普通」が18%、「不満」、「やや不満」が47%となっております。

なお、現在、利用登録の更新に合わせまして、約1年ぶりのアンケート調査を実施しているところであり、さらなる利用者ニーズや課題の把握に努めてまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 西川委員。

西川 委員 恐らくなんですけど、市民の方にとっては実証運行の状態と同じようなサービスが提供されるのかなと感じておりますが、アンケートやニーズ調査で出てきた意見をもとに、今後、また改善を図っていただきたいと思います。

次の質問に入ります。次に事業の要となる運営形態とドライバーの確保につ

いて伺います。先ほどの質問で、タクシー業者が担うというか、代行するという形になると思うんですけど、ドライバーに対して十分なインセンティブを確保し、安定的に確保できる仕組みが、前回に比べて、実証運行に比べて構築できているのかと、併せてなんですけど、先ほどの答弁とちょっと、質問の内容が重なるところがありますので併せてお伺いします。

コスト構造についても伺っておきます。実証運行にかかってきた年間コストと今回の本格実施を比較した場合、運用コストはどのようになるのか、人件費も含めてお答えください。

藤本委員長 清原都市整備部参事。

清原 参事 運営形態とドライバーの確保に関するお尋ねにつきましては、運営体制といたしましては市が運行主体となり、運転はタクシー事業者のドライバー、予約受付業務は市で行い、配車管理はタクシー事業者が行うこととなります。また、ドライバーに対するインセンティブの確保についてでございますが、運転につきましてはタクシー事業者に委託するため、問題はないものと考えております。

次に、運用コストの比較についてのお尋ねでございますが、実証運行にかかる年間コストといたしまして、令和6年度はタクシー事業者へ予約業務も併せて委託を行っていたことから、予約業務に関連する費用である人件費及び通信費211万5,808円を含んだ513万1,608円の支出を行っております。運行便数は276便であったことから、1便当たりの費用は約1万8,600円でございます。なお、本年度からは市において予約業務を行うこととしたため、2月末までの実績にはなりますが、1便当たりの費用は約1万900円であり、コスト縮減を図ったところでございます。

来年度からの本格実施におきましても、予約方法、利用料金等について現行制度を継続することから、運用コストにつきましては本年度と同程度と想定をしております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 西川委員。

西川 委員 ありがとうございます。質問は以上となります。

藤本委員長 それでは、続きまして広浦委員からの発言を求めます。

広浦 委員 19号議案、80ページ、2款、1項、12目、18節、バス路線運行費補助金ですけれども、こちらの詳細を教えてください。

藤本委員長 清原都市整備部参事。

清原 参事 バス路線運行費補助金についてでございますが、こちらの補助金につきましては、地域住民の移動手段の確保のため、市内バス路線を運行する事業者に対しまして補助金交付要綱に基づき支出を行なうものでございます。補助金額につきましては、本路線の運行経費、または国の定めるキロ当たりの単価に走行距離を乗じた金額を比較し、いずれか少ない額から運賃や国庫補助金等の収入を差し引いたものとなります。

路線バスは、特に鉄道やタクシーが不足している市周辺部から中心地への移動に重要な役割を担っており、移動手段を持たない高齢者や学生等にとっては必要不可欠であることから、その維持管理を図る必要があるため、バス事業者

に対して補助を行うものでございます。以上、お答えといたします。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 去年と比べて少しだけ値段が高いような気がするんですけども、その要因というのがあれば教えてください。

藤本委員長 清原都市整備部参事。

清原 参事 補助金額につきましては、バス会社による運行経費から運賃及び国庫補助金を差し引いた額になるんですけども、近年の物価高騰に伴いまして、バス会社の必要とする経費の高騰がございまして、それに併せまして、近年、国のほうからいただいております国庫補助金のほうも減少傾向が続いておりますので、そこら辺を勘案して予算のほうは計上させていただいておりますので、昨年度当初に比べまして高い数字で計上させていただいております。以上でございます。

藤本委員長 広浦委員。

広浦 委員 事業としては、内容的には変わらないんですけども、物価高騰であったりとか、国からの補助っていうのが減っているんだなというところで理解いたしました。私の質問は以上です。

藤本委員長 それでは、みらい阿南のうち、通告による質疑は終結いたしました。みらい阿南の委員さんの中で、ほかに質疑ある方おいでませんか。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤本委員長 それでは、みらい阿南の質疑を終了いたします。

次に、市民クラブ・子どもと未来の会の発言を求めます。持ち時間は30分です。通告順に指名をいたします。橋本委員。

橋本 委員 橋本です。よろしく申し上げます。質問に入る前に、市道補修の件で御礼を申し上げたいと思います。那賀川町の平島地区しか回っておりませんが、細やかなところまで今回は補修が行き届いておりました。特に通学路は危険が伴いまして、非常にありがたかったです。ありがとうございました。

それでは質問に入らせていただきます。予算書の162ページから163ページです。6款、農林水産費、1項、農業費、3目、農業振興費の中からの質問です。

1点目は、有害鳥獣駆除支援事業補助金50万円、そして鳥獣害対策事業補助金100万円の事業内容の内訳を教えてください。

藤本委員長 古川農林水産課長。

古川 課長 有害鳥獣駆除に関する対象事業についてお答えいたします。

本市ではイノシシ、シカ、サル等による農作物等への被害軽減を図るため、県をはじめ、地元猟友会やJAと連携しながらさまざまな対策を講じております。このうち、有害鳥獣駆除支援事業補助金は、捕獲従事者の担い手の確保や技能、知識等の維持向上を図るため、阿南市猟友会に対して捕獲活動に必要な

資材の調達等に係る経費、捕獲個体等の処理にかかる経費、講習会の開催や射撃練習にかかる経費、一斉捕獲活動にかかる経費などの補助を行う市単独事業であり、50万円を見込んでおります。

次に、鳥獣害対策事業補助金は農産物等への被害軽減を図るため、JAを窓口として、農業従事者に対して電気柵、ワイヤーメッシュ等の資材を導入する費用を支援するものであります。この事業は市単独事業で、補助率が市10分の3、補助上限を5万円とし、補助金額は過去の実績を踏まえ、20件分で100万円を見込んでおります。以上、お答えといたします。

橋本 委員 ありがとうございました。

藤本委員長 挙手して発言を求めてください。橋本委員。

橋本 委員 ありがとうございました。
次に、狩猟免許取得補助金12万円、これは何名分ですか。

藤本委員長 古川農林水産課長。

古川 課長 狩猟免許取得補助金の対象者数及び予算についてお答えいたします。
初めに、対象者につきましては、過去の実績といたしまして、令和6年度が1件で6万7,200円、令和7年度が2件で16万3,600円となっております。これらの実績を踏まえ、新たな猟友免許を取得する方1名分として12万円を見込んでおります。以上でお答えといたします。

藤本委員長 橋本委員。

橋本 委員 この申請がオーバーしたときはどうなるんですか。教えてください。

古川 課長 橋本委員さんの御質問に、

藤本委員長 課長、発言の許可を取ってください。古川農林水産課長。

古川 課長 橋本委員さんの御質問にお答えいたします。
予算が超過を見込まれる場合につきましては、新たな狩猟者の確保、または農産物の被害軽減を図るうえで重要であることから、必要に応じて適宜、補正予算計上を含め、予算確保に努めてまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

藤本委員長 橋本委員。

橋本 委員 新しい取組として、ペットとかジャーキーの生産を試みて販売しているそうなんです。これからの若い方の取組として、また、先ほどおっしゃられたけど、担い手確保のためにもこのような補助金は活用していただきたいと要望しておきます。

続きまして、いいですか。

藤本委員長 どうぞ。

橋本 委員 阿南ジビエ処理加工施設について、運営状況、稼働状況ですが、教えてください。

藤本委員長 古川農林水産課長。

古川 課長 阿南ジビエ処理加工施設の運営状況についてお答えいたします。
過去3年におけるあなんジビエ振興協議会が運営するジビエ処理加工施設の稼働状況は、年間処理能力100頭に対しまして、処理頭数は、令和4年度が29頭、令和5年度が30頭、令和6年度が49頭であり、増加傾向にはあるものの、厳しい運営状況となっております。その要因といたしましては、捕獲後の処理場への搬出に要する時間や、捕獲状況によってはジビエとして活用できないこと、また、当初の予定より販路の確保に苦慮していることなどが挙げられます。

こうした中、同協議会では販路拡大に向けて、食肉販売に加え、新たな取組といたしまして、ペット用シカジャーキーを開発し、夕暮れマーケットをはじめ、先般、開催されました活竹祭においても販売するなど、ジビエの利活用及び販路拡大に努めております。今後も引き続き、県と連携しながら同協議会に対し、販路拡大につながる情報提供や指導助言を行いながら施設稼働状況の向上に努めてまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 橋本委員。

橋本 委員 ありがとうございます。最初の加茂谷の施設ができたときには全国発信をするんだというふうな意気込みで設立されたというふうなことも聞いておりますので、ぜひとも市も連携を取って、販路拡大に努めていただきたいと思います。
続けていいですか。

藤本委員長 どうぞ。

橋本 委員 阿南ジビエ処理場についての関連質問、2点お伺いいたします。
ジビエ処理施設について地元の方から、これ、ちょっと私に言われたとおりに発言してもらいますけれども、「お医者はんが買うてくれるって言よるけんどほんまか。」って私に聞かれました。私は「勉強不足で、はっきりこうですって言えんけども、あそこの施設は国、県を通じて900万、市単独で900万、1,800万の補助金をもらっての建設費用を要した施設やけん、全部戻さなあかんと私は思うんやけど、担当課に聞いて、教えてもらって返事します。」と返しました。そうなった場合は、補助金の適正化法にかかりませんか。教えてください。

藤本委員長 古川農林水産課長。

古川 課長 ジビエ処理加工施設の関連質問についてお答えします。
阿南ジビエ処理加工施設の民間への売却に伴う補助金適正化法上の取扱いについてですが、同法では、国庫補助事業で整備した財産には処分制限期間が定められており、この期間内に譲渡などの財産処分を行う場合には事前に国の承認が必要となります。また、承認なく財産を処分した場合には交付決定の取消しや補助金の全部または一部の返還に加え、加算金が課される場合があります。

す。さらに、阿南市が交付した補助金についても、阿南市補助金等交付規則に基づき、国に準ずる対応となります。このような財産処分制限の補助金や取扱いについて、県から事業主体に説明がなされており、現時点におきましては売却の予定はないと伺っております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 橋本委員。

橋本 委員 尋ねられた方にそのように伝えます。

もう1点のほうですが、阿南ジビエ振興協議会と処理場の土地を地主さんから無償で借り受けているそうですけれども、仮に何らかのことで問題が起きた場合、市としての対応はどのように考えていますか。教えてください。

藤本委員長 古川農林水産課長。

古川 課長 阿南ジビエ処理加工施設の底地に関連する御質問にお答えいたします。

阿南ジビエ処理加工施設の底地の所有者が民間であるため、所有者に変更が生じた場合の対応についてですが、現在、あなんジビエ振興協議会と土地所有者との間で不動産使用貸借契約が締結されており、同協議会は当該土地を無償で使用しております。この契約においては、土地所有者が変更された場合でも、当該契約にかかる権利及び義務は継承されるものであると認識をしております。仮に土地所有者の変更により同施設の存続に影響が生じる場合には、同協議会から相談を受けながら、国、県と連携し、適切な施設運営に向けて指導や助言に努めてまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 橋本委員。

橋本 委員 ということは、助言を与えるということは、振興協議会と市との文書とは交わっていないということですか。口頭のみですか。

藤本委員長 発言の許可を取ってください。古川農林水産課長。

古川 課長 橋本委員さんの御質問にお答えします。
市と協議会の文書は交わっておりません。

藤本委員長 橋本委員。

橋本 委員 分かりました。回答ありがとうございました。

今日のこの質問が、議事録が必要にならないように願っております。阿南市のジビエ産業が一步でも前進するように、今後も注意深く見守っていきたいと思います。質問は以上です。

藤本委員長 それでは続きまして佐々木委員の発言を求めます。佐々木委員。

佐々木委員 通告のほうは当初予算の概要っていうところからの通告の仕方をしていきます。概要では5ページになってます。事業名は防犯カメラ設置事業、担当課は都市政策課となっていますね。予算としては859万円のうち、阿南駅前の駐輪場防犯カメラ設置259万円、これのシステムについて教えてください。カメラの台数とか設置場所とか、撮った映像とかのデータの保存であるとかです。

そして、これが目的や理由ということにもなるかもしれませんが、今まで駐輪場ではどんな問題があったのかというのを教えてください。よろしく願います。

藤本委員長 清原都市整備部参事。

清原 参事 防犯カメラ設置についてお答えいたします。

まずカメラの台数でございますが、阿南駅の東側に2台、西側に2台を予定しております。設置場所につきましては、東側につきましては2か所の駐輪場がございますので、それぞれの駐輪場が見える箇所に1台ずつ。商工振興センターの建物に設置する予定でございます。西側につきましては線路沿いに、南北に長い駐輪場がございますので、両端に1台ずつ、付近にございます既存の街路灯の柱に設置をする予定でございます。

データの保存でございますが、データの保存期間は1か月程度を想定しております。保存の画質につきましては、阿南警察署からの依頼において示された優良防犯機器認定制度の認定を受けた防犯カメラを設置する予定でございます。画素数としては400万程度の画素数を想定しております。

今まで駐輪場で何か問題があったかという御質問であったかと思うんですけども、今回、阿南警察署のほうから聞いている情報でございますが、令和6年1月1日から令和7年7月31日までの阿南署管内の刑法犯認知件数は321件で、最も多いのが自転車の窃盗で57件、このうち10件がJR阿南駅の駐輪場で発生したと伺っております。今回、阿南警察署のほうから防犯カメラ設置の依頼を受けまして、市といたしましても、JR利用の方が安心して駐輪場使っていただくことに資することから、今回、防犯カメラの設置を予定しているものでございます。以上、お答えいたします。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 ありがとうございます。

それで、その設置するにあたっては、防犯カメラしますよ、してますよとかいう表示ってするんでしょうか。するとしたらどのようにされるんでしょうか。

また、自転車盗られましたとか、いたずらされましたというときに、データの確認とかは被害者、市民の方はどのように訴えていったらいいんでしょうか。例えば窓口は駅になるのかとか、市に申し込むのかとか、その案内とかもされるのかどうかとかいうのも教えてください。

藤本委員長 清原都市整備部参事。

清原 参事 防犯カメラを設置していますという表示をするのかどうかにつきましては、現在のところ計画はございません。

あと、データの確認につきましては、犯罪が起こったとき、被害者の方からは、まず一義的には阿南警察署のほうに届け出を出していただくことになりませぬ。阿南警察署とは随時、連携を取りまして、そちら、阿南警察署のほうからカメラのデータを提供していただきたい旨の申し出をいただきましたら、うちのほうから提供するような形で対応してまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員　　ということは、被害に遭った人は、カメラをつけてあるというのはカメラを見たら分かるけど、つけてあるという表示はない。ほんで、今まで、例えばこれ、1年、2年ですか、10件ほど駅であったと、そういう自転車の盗難であったり、そういうのかな、何かそんなんがあったり。その被害者の人はまず警察に届けないかんですよね。カメラの設置があるかどうかというのは案内はしてない。だけど、例えばカメラのことを知ると、ほんで、それがデータで分かるっていうのは、犯罪が起きないようにするためには、もうすごくいいんじゃないかと思うんですけどね、防犯カメラつけてありますよっていうんは。せっかくつけるのにそれはしないというのは、ちょっと何かもったいないような気もするんですが。でも、常にカメラが動いって映してますよって言われたら、ちょっとそこら辺うろろするの嫌やなと思うんやけど、つけるのに表示をしない理由っていうんがもしあるとしたら教えてほしいのと、それとやっぱり問題発生するときには、つけてあるから問題解明しやすくなってますよみたいなことを、やっぱりちょっと市民の人が知るのも両面でええのちゃうんかなと思うんやけど。例えばあなん広報に載せたりもせんのかな。何かもったいないと思うので、そこら辺、もうちょっと教えてほしいんです。

藤本委員長　　清原都市整備部参事。

清原 参事　　カメラの設置の周知についてでございますが、現時点でちょっと検討はしてなかったんですけども、今後、依頼をいただいております阿南警察署といろいろ協議をしながら、検討しながら、今、委員さんがおっしゃっていただいた犯罪の抑制にもつながると思いますので、検討して対応を考えてまいります。以上、お答えとします。

藤本委員長　　佐々木委員。

佐々木委員　　ありがとうございます。質問してよかったなど、今、思ってます。せっかく、防犯カメラというのは、いっぱいのところについてそうよう分かんのですけど、いざあったときに、例えばどっかのショッピングセンターで車に傷つけられた、そこに防犯カメラあるけんっていうて、それを知って警察に相談したりとかして、被害を受けた人の心としてはそういう対策をしてくれるとすごくいいので、せっかくつけることなので、もうちょっとその対策、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それと、まだ時間ありますか。ちょっと、先ほどの鳥獣害での関連の質問なんですけど、簡単なことでちょっとさしていただきたいと思うんです。さっきの、例えば12万円ですね。免許の補助金で12万円。ほんで、案外と私、もうちょっと申込みとかが、数があるんかと思ったら、令和5年では1人で6万7,200円、6年度が2人で16万3,600円。これ、例えば16万3,600円を2で割っても金額はちょっと1人とは違うんですけど、こういう、出してる金額の違いとかいうのはどういうふうにして発生するのかとか、ちょっと聞いたところによると、実際は10万円ぐらいかかるとるけど7万円ぐらいもらえた。それが10万円ぐらいもらう方法もあったかもしれんみたいにも、取った人にも聞いたんですが、補助金を申請する仕方とか、時期であるとか、お金の出方について教えてください。

藤本委員長　　答弁いきますか。古川農林水産課長。

古川 課長 佐々木委員さんの御質問にお答えします。

この取得免許の補助金につきましての、周知につきましては、広報とかで周知をして、御希望の方には支援をしているところであります。補助金の違いにつきましては、支援単価も若干違うところがありますので、それを踏まえて、一応、1件当たり12万円という形でさせていただいております。以上、お答えいたします。

藤本委員長 佐々木委員。

佐々木委員 通告もしてなかったのが答弁の仕方が難しいかもしれませんが、今、聞いていっことも分かりませんでした。すいません、ごめんなさい。またあとで聞きに行かしてもらいます。申し訳ありません。以上です。

藤本委員長 よろしいですか。それでは通告による質疑は終結いたしました。市民クラブ・子どもと未来の会の委員さんで、ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤本委員長 ないですか。それでは質疑を終了いたします。
次に、公明党の発言を求めます。
通告はございませんけども、質疑ありませんか。陶久委員。

陶久 委員 これ、概要書の36ページの37番目に書かれている空き店舗活用補助金っていうのがあるんですけども、これってどういうふうに活用されているかだけ教えていただけたらありがたいなと思います。以上です。

藤本委員長 山田商工戦略課長。

山田 課長 陶久委員さんの、空き店舗活用補助金についての御質問にお答えいたします。
本補助金は中心市街地の魅力とにぎわい創出、活性化につなげるため、中心市街地空き店舗を利用して新たに事業を行う方を対象に、店舗の改修や施設の借り上げ等に要する費用の一部を補助する事業でございます。補助金の交付額は1件当たり100万円程度を限度とし、予算の範囲内で交付するものとしております。財源は国の都市構造再編集中支援事業費補助金、この2分の1の補助及びふるさと阿南応援事業基金繰入金を活用する予定としております。なお、補助率等につきましては現在、制度設計でありまして、決まり次第周知してまいりますと考えております。以上、お答えとします。

藤本委員長 陶久委員。

陶久 委員 ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

藤本委員長 よろしいですか。
ほかに公明党さんで質疑ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤本委員長　それでは公明党の質疑を終了いたします。
次に、政友会の発言を求めます。
通告はありませんが、質疑ありませんか。久米委員。

久米　委員　御配慮ありがとうございます。
別に定まった通知はいたしておりませんが、光高校が甲子園に出発しております。この1回戦を勝つことを期待してはるんですけども、多くの浄財等も集まってると思うんですけども、なかなか、この運営については学校等も、また、支援団体等も大変苦慮しているところであるかと思えます。野球のまち阿南を市内外に公表している阿南市としては、この光高校以外にも富西とかいろいろありましたけれども、こういう甲子園等の大きな大会への出場について、野球に絞ってでも結構ですけども、今回の出場について、阿南市からどれだけの補助金が出るのかなっていうのが、あまり、言いにくいかもしれませんが、気になります。
そして、もう一つは、他の県外の出場予定高校が合宿に来られてるということも大変ありがたいことなんですけども、その合宿にかかる費用はどれぐらい発生してるのかなというところも気になりますので、分かる範囲で結構ですけども、教えていただければ幸いです。

藤本委員長　大川野球のまち推進課長。

大川　課長　野球のまちの大川です。久米委員さんの御質問にお答えいたします。
まず、阿南光高校の出場に関しましては、阿南市から後援会のほうへ100万円の補助金を出しております。これは、前回に阿南光高校や富岡西高校が出ておりますが、そのときも同額の金額を支出してしております。
あと、各合宿の件につきましては、来てくれたときに阿波踊りを行ったり、歓迎のセレモニーを行っております。そのときに3万5,000円ほどですが、阿波踊りの連にお支払しまして、歓迎しており、それぐらいの金額で、あとは、会場代とか、そういうのは全部来てくれた団体さんが払っていただいております。それと、ボール代も1ケース1万円ぐらいになるんですけども、支出しております。歓迎ということで支出して、また来年度もよろしくお願ひいたしますということで支出しておるところでございます。以上、お答えいたします。

藤本委員長　久米委員。

久米　委員　予定外の質問で申し訳ありません。
お願いといったらあれなんですけども、希望としては、1回戦勝つごとに100万円ずつぐらい出そうかっていう気持ちで、今後とも運営について御支援をいただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。要望です。

藤本委員長　それでは、政友会の質疑を終了いたします。
ここで15分間休憩いたします。再開は2時10分からです。お願ひします。

【 休 憩 13:55～14:08 】

藤本委員長 それでは再開いたします。
次に、日本共産党の発言を求めます。持ち時間は10分です。佐古委員。

佐古 委員 日本共産党、佐古竜巳です。
第19号議案の予算書158ページ、6款、1項、1目、12節の耕作放棄地全体調査に係る調査委員手当てに関連して質問いたします。
耕作放棄地の解消に向けた農業委員会の皆様の日夜の御尽力に、まずは深く敬意を表します。現場をくまなく回る全体調査は地域農業の現状を把握するうえで極めて重要な基盤となる事業であると認識しております。その取組を歓迎いたします。
そこでまず1問目、この予算に計上されている全体調査を通じ、現在、市内の耕作放棄地の解消に向けて具体的にどのような取組を行っているのかお聞かせください。よろしく申し上げます。

藤本委員長 村田農業委員会事務局長。

村田 局長 農業委員会事務局、村田でございます。佐古委員の、耕作放棄地の解消のための取組についての御質問にお答えします。
農業委員会では、耕作放棄地対策の取組の一つといたしまして、年1回、9月から市内14地区に分けて農地パトロールを実施しており、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん及び事務局職員が参加し、令和7年度は41名体制で調査を行いました。農地パトロールでは、担当地区ごとに農地の利用状況を確認し、耕作放棄地の実態把握を行うとともに、その後、所有者への意向確認や指導を行い、農地の貸し借りの調整や草刈り、耕うんによる農地管理の促進につなげているところでございます。以上、お答えといたします。

藤本委員長 佐古委員。

佐古 委員 ありがとうございます。現場での地道な調査が耕作放棄地解消の第一歩であると理解いたしました。
もう1問は、先ほど言った意向調査についてなんですけど、具体的にどのような方法で行ってるのでしょうか。よろしく申し上げます。

藤本委員長 村田農業委員会事務局長。

村田 局長 農地パトロールにより、再度確認を行いまして、管理不十分であった農地につきましては、その農地の所有者等に対して今後の利用意向を確認するため、利用意向調査を実施しております。この調査は農地の所有者等に対しまして、耕作放棄地を売却したい、ほかの方に耕作してもらいたい、もしくは草を刈って農地を自ら管理していく等の意向を確認するため文書を送付し、調査票に記入のうえ、提出していただいております。以上、お答えといたします。

藤本委員長 佐古委員。

佐古 委員 委員長。ありがとうございます。御答弁ありがとうございます。意向調査を通じて所有者と地域のニーズをマッチングさせる難しさも推察いたします。これら一連の質疑を踏まえ、最後に要望を述べさせていただきます。
耕作放棄地の問題は、単に土地をどうするかというハード面だけの問題では

ありません。その根本的解決には、農業の担い手づくりこそが最大の鍵となります。農業委員会が調査によって掘り起こした貴重な情報を耕作放棄地の解消に直結させるためには、市としても以下の2点をさらに強化していただきたいと強く要望いたします。

1つ目は、応援、相談窓口の拡充です。農地を借りたい、あるいは新しく農業を始めたいという意欲ある方に対し、農業委員会と市がより密接に連携し、伴走支援できるような応援体制や、相談の場をさらに拡充してください。

2つ目は、若者が生業として選べる環境づくりです。特に若い世代が農業を一生の仕事、すなわち生業として誇りを持って選べる環境を整えることが急務です。初期投資への支援である人・農地問題解決支援事業のさらなる拡充や技術継承の仕組みづくりなど、若者がチャレンジしやすい土壌を、農業委員会の専門的な知見を活かしつつ、市全体でバックアップしていくことを要望いたします。私の質問を終わります。ありがとうございました。

藤本委員長 それでは、日本共産党の質疑を終了いたします。
最後に、参政党の発言を求めます。
通告はありませんが、質疑はありませんか。梶原委員。

梶原 委員 本日はありません。

藤本委員長 ありがとうございます。以上で、参政党の質疑を終了いたします。
以上で、産業建設委員会所管の予算議案についての質疑を終了いたします。
これをもちまして、本日の審査を終了いたします。次回は、明日3月18日、水曜日、午前10時に文教厚生委員会所管の予算に関する審査から再開をいたします。お疲れ様でした。

【 14 : 14 閉会 】
